令和８年１１月１０日
学　　務　　課

インターナショナルスクール等に在籍する児童・生徒の区立学校における学籍の取扱いについて

１　主旨

区教育委員会では、これまでインターナショナルスクール等※（以下「インター校」という。）に在籍する児童・生徒については、区立学校との二重在籍を認めてこなかった。

こうした中、国際化の進展に伴うインター校在籍者の増加、他自治体における受入れ状況、保護者からの要望等を踏まえ、運用の見直しを検討してきた。

ついては、令和９年４月から、インター校に在籍する児童・生徒についても、区立学校に学籍を置くことを認めることとしたため、その運用変更について報告する。

※　インターナショナルスクール等とは
学校教育法第１条に規定する学校以外の教育施設（各種学校及び認可を受けていない教育施設）をいう。
（例：インターナショナルスクール、無認可小・中学校、外国人学校）

２　現在の区教育委員会の運用

義務教育は、学習指導要領に基づく体系的な教育課程のもと、教師と児童・生徒が信頼関係を築きながら行われており、インター校に通いながら公立学校での就学義務を同時に果たすことは困難であると考えている。

インター校に在籍する児童・生徒は、学校教育法第１条に規定する学校（以下「１条校」という。）への就学義務を果たしておらず、区立学校に学籍のみを置くことを認めることは、１条校以外への就学を安易に容認し、その増加を助長することにつながることから、区では区立学校に学籍を置くこと及び通学することを認めてこなかった。

３　東京都の見解

（１）インター校に通う児童・生徒の学籍

日本国籍を有する児童・生徒については、保護者に就学義務がある。そのため、就学すべき学校を指定し、学籍を作成しなければならない。

したがって、インター校に在籍している場合であっても、区立学校に学籍を置いた上で就学を督促する必要がある。

（２）インター校への通学者の学級編制への算定

インター校に通学している児童・生徒は、学級編制上の児童・生徒数に算入できず、教員配置の対象にはならない。

４　近隣区市の状況

２３区および近隣４市（狛江市・三鷹市・調布市・川崎市）の計２７自治体を対象に、

インター校在籍児童・生徒の取扱いに関する調査を実施した（令和７年１２月）。

（１）インター校に在籍する児童・生徒（日本国籍）の公立学校における学籍の取扱いについては、多くの自治体が学籍を置くことを認めており、調査時点では世田谷区を含む４区が受入れを行っていなかった。

（２）進級及び卒業認定については、多くの自治体において校長の判断に委ねられている。

（３）外国籍の児童・生徒については、受入れを行っていない自治体が多数を占めていた。

（４）学籍を置くことを認めている自治体の多くは、インター校の長期休業期間等の通学を認めている。

５　区立学校に学籍を置くことによる効果

（１）通学機会の確保

インター校の長期休業期間等に区立学校への通学を希望した場合、受入れに向けた手続きを進めることができ、区立学校で学ぶ機会を確保することができる。

（２）卒業認定

区立小・中学校において卒業認定を受けることが可能となる。

６　運用の見直し

小・中学校長会や関係所管課との協議、先行自治体の取組事例等を踏まえ、運用の見直しを行った。

今後は、保護者向け案内や区ホームページ等を更新し、制度変更の周知を図る。

【変更内容】

		見直し後の運用	従前の運用
１	区立学校の学籍	・日本国籍を有する児童・生徒は、希望の有無に関わらず、原則として学区域の学校に学籍を置く。	・区立学校に学籍を置くことを認めていない。
２	区立学校への通学	・通学を希望する場合は、登校日数や登校開始日等について、学籍のある学校が保護者と直接協議の上、決定する。 ・最低登校日数等の条件は設けない。	・区立学校に通学することを認めていない。
３	進級・卒業の認定	・区立学校に学籍を置くことで、学校長の権限により卒業認定を受けることが可能となる。	－

※区立学校に学籍を置いた場合であっても、インター校への通学のみでは就学義務を履行したことにはならないことから、区は引き続き保護者に対し、区立学校への就学を督促する。

7　今後のスケジュール

令和８年１１月中旬以降　インター校在籍児童・生徒保護者に周知

令和９年　４月　　区立学校への学籍の設置

【参考】インター校に在籍する児童・生徒数（日本国籍）

